

平成29年度小規模企業産学連携促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で操業する小規模企業と大学等との産学連携による研究・開発等の費用の一部を補助することによって、市内小規模企業の技術的課題の解決や技術の高度化・製品の高付加価値化を図るための大学等との連携機会の創出を促進し、もって市内小規模企業の事業の持続的発展につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人）以下の事業者をいう
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人

2 補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年5月16日規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金は、次に掲げるすべてに該当する小規模企業に対して交付するものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する小規模企業
- (2) 市内で1年以上操業を継続していること
- (3) 市税等の滞納がないこと
- (4) 当該小規模企業の発行済株式総数または出資総額の過半数を当該小規模企業以外の企業によって単独で所有されておらず、または出資されていない者であること
- (5) 役員総数の過半数が大企業の役員や職員等を兼ねていないこと
- (6) 本市が実施する産学連携による研究開発費等補助事業の交付決定を受け、補助金の交付を受けていないこと
- (7) 申請するテーマ及び内容について、他の公的機関が実施する同様の補助事業に採択され、補助金の交付を受けていないこと
- (8) 補助金を活用して行う事業が、製造業（ソフトウェア業を含む）に関する技術又は製品の研究又は開発であること
- (9) 補助金の申請に際し、事前に本市開発・交流プラザの相談員が行う技術相談を経ていること
- (10) 風俗営業等を営む事業者でないこと
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団でないこと

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

ア：契約に基づいて行う大学等との共同研究

イ：契約に基づいて行う大学等への委託研究

ウ：大学等で行う試験・分析・技術相談

エ：上記アからウに掲げるもののほか、事業の内容から判断して市長が特に認めるもの

2 前項の事業については、原則当該年度内に契約が締結され、申請日時点において契約金等の支払いが未済のものとする。ただし、当該年度2月末日までに事業が完了の見込みがあるものに限る。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条の事業のために小規模企業が大学等に支払う経費及び大学等に支払う経費以外の原材料・消耗品・外注加工等の経費とする。ただし、原材料・消耗品・外注加工等の経費については、大学等に支払う経費を超えない範囲で、かつ、真に必要なであると認められる場合のみ対象とする。

2 補助対象経費は消費税相当額を除く。

(補助額)

第6条 補助額は、150万円を上限として消費税相当額を除く大学等に支払う経費等の4分の3以内とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付については、1年度あたり1回とする。

4 市長は、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする小規模企業（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、大学等と補助事業に関わる契約を締結してから契約金等を支払う前までに、市長へ提出しなければならない。ただし、添付書類について、市長が必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 大学等との間で締結した契約書等の写またはこれに類するもの

(4) 登記簿謄本（法人の場合）または住民票（個人の場合）

(5) 最新の決算書の写

(6) 法人市民税納税証明書及び事業所税納税証明書（法人の場合）、住民税納税証明書（個人の場合）。

(7) 従業員の数が確認できる書類

(8) 暴力団でないことの宣誓書 (参考様式)

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助適格と認められた場合は交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定による交付決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(事業計画の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者が事業計画を変更しようとするとき(事業の中止を含む。)は、変更申請書(第5号様式)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更の承認)

第11条 市長は、前条の規定による変更申請書を受領したときは、その内容を審査し適当と認められた場合は変更承認通知書(第6号様式)により通知する。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた申請者が当該事業を完了したときは、30日以内に実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、2月末日を超えないものとする。

(1) 収支決算書(第8号様式)

(2) 契約金等の支払を証明する書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容等を審査し、当該事業が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第9号様式)により通知する。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金確定通知書を受領後、補助金交付請求書(第10号様式)を市長に提出する。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領後、速やかに補助金を一括して交付するものとする。

(決定の取消)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 前3号に掲げたもののほか、本要綱又は他の法令に違反したとき

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。